

〔研究ノート〕

外国人配偶者に対する包括支援に関する一考察

——外国人DV被害者の中長期支援の実現に向けて——

福 嶋 由 里 子

論 文 要 旨

外国人に対するドメスティック・バイオレンスに関する問題については、2007年の改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」において、一定の改善が図られた。その成果の一つとして、法務省通達「DV事案に係る措置要領」がある。この通達により、在留期間更新や在留資格変更等の申請要件の一部を満たさない場合であっても、DV被害者と認定された場合には、在留が許可される道が開かれた。そこで、本稿では、法務省通達の運用状況や「DV防止法」改正後の被害者支援体制の現状等を明らかにし、今後の課題を指摘する。また、日本に先駆けて外国人DV被害者に対する特別な支援策を導入しているアジアの国の一つとして台湾に注目し、台湾における外国人DV被害者に対する支援体制や台湾人男性と結婚をした外国人女性への支援策の内容等を参考にしつつ、日本における外国人DV被害者支援の拡充にむけた施策の考察を試みる。

はじめに

外国人に対するドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」とする。）に関する問題については、2007年に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」とする。）において、職務関係者に対する配慮義務が規定されたことにより一定の改善が図られた。

その成果の一つとして、2008年の法務省通達「DV事案に係る措置要領」が挙げられる。この通達により、在留期間更新や在留資格変更

等の申請要件の一部を満たさない場合であっても、DV被害者と認定された場合には、在留が許可される道が開かれた。

しかし、被害者がこの制度を利用して在留資格を取得できる機会は限られており、たとえ在留が許可された場合でも、外国人DV被害者を中長期的に支援する体制が整備されていないため、加害者の元に戻ることを選択する被害者も少なくない。

このような外国人DV被害者に関する問題については、被害者支援に携わる専門家や民間団体からは改善が求められているが、「DV防止法」の第三次改正に向けた議論において、改善すべき重要事項の一つとして注目されていない。

そこで、本稿では、筆者が携わった日本におけるDV被害者支援機関等（配偶者暴力相談支援センター、入国管理局、弁護士、行政書士、民間支援団体等）における調査をもとに、2008年の法務省通達の運用状況や「DV防止法」改正後の被害者支援体制の現状等を明らかにし、今後の課題を指摘する。

また、日本に先駆けて外国人DV被害者に対する特別な支援策を導入しているアジアの国の一つとして台湾に注目し、台湾における外国人DV被害者に対する支援体制や、台湾人の男性と結婚をした外国人女性に対する包括的な生活支援策の内容とその特徴を検証する。また、台湾での取組みを参考にしつつ、今後日本において、外国人DV被害者に対する中長期支援の拡充にむけて、どのような施策が検討されるべきか指摘する。

1. 日本における取組み

(1) DV防止法第二次改正以降の取組について

外国人DV被害者の支援においては、言語や文化の違いに加え、在留資格に関する問題に留意する必要がある。このような外国人DV被害者に対する特別な配慮の必要性については、「DV防止法」の制定過程において、外国人DV被害者の支援に携わっていた民間団体からは、すでに指摘されていたが、2001年に制定された「DV防止法」では、外国人DV被害者に関する対策は、ほとんど講じられなかった。

外国人DV被害者に対する特別な配慮については、2007年に行われた「DV防止法」の改正の際にようやく言及された。その内容は、職務関係者に対し、被害者の安全の確保や秘密の保持に関しては、国籍に関わらず被害者の人権を尊重して対処すべきことを要請するという限定的なものであった。^②しかし、このように外国人DV被害者に対する配慮が明記されたことにより、その後、外国人DV被害者の救済に焦点を当て

たいくつかの方策が示された。

その一つとして、2008年の法務省通達「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に係る在留資格審査および退去強制手続きに関する措置について（通達）²が挙げられる。

この通達により、外国人DV被害者の在留資格審査や退去強制手続きの際に考慮すべき事項をまとめた「DV事案に係る措置要領」（以下、「外国人DV措置要領」とする。）³が示された。この通達により、外国人DV被害者が直面する在留資格の問題に対しては、一定の改善措置が講じられた。

この「外国人DV措置要領」の策定から約4年が経過したが、その運用状況や効果については、これまでほとんど明らかにされてこなかった。そこで本措置要領の運用状況や、外国人DV被害者に対する支援内容への影響等を明らかにするため、公的なDV被害者相談機関や民間の外国人DV被害者支援団体等において聞き取り調査を実施した。³以下、本調査を通して得た情報をもとに、「外国人DV措置要領」の効果や、外国人DV被害者の支援の問題点等について指摘する。

（2）「外国人DV措置要領」の施行状況

法務省の統計によると、2011年に在留期間更新等の審査や退去強制手続きの過程においてDV被害者と認識された外国人は66人であり、このうち期間更新等の措置が取られたものが49人、退去強制手続きの対象とされたものが9名であった。⁴このことから、入国管理局における在留資格に関する審査において、DV被害者であることが明らかである場合には、被害者保護の観点に立ち慎重な対応が行われていることが伺える。

実際に聞き取り調査を行った入国管理局においても、2008年の法務省通達以降は、DV被害者から申請があった場合は、聞き取りの際に女性審査官を配置したり、手続きを進める過程で加害者と対面しないような工夫をするなど、DV被害者に配慮した対応が取られていた。また、DVにより旅券が取り上げられた場合や、必要書類の提出が困難であることが判明すれば、その旨を考慮して審査を進める傾向にあるとの指摘もあった。

また、DV被害者の支援に携わる行政書士からも、「外国人DV措置要領」が示された後は、在留期間の更新や在留資格の変更等の審査において、DV被害者であることが考慮される傾向にあるとの指摘があった。しかし、審査担当官によって対応に差があるため、DVが原因により申請に係る必要書類の一部を提出することができない場合は、申請の際にその理由を付すとともに、審査担当官の注意を喚起するため「外国人D

V措置要領」の複写を添付しているということであった。

「外国人DV措置要領」導入後の入国管理局におけるその他の変化としては、職員研修の一部に、外国人DV被害者への対応について学ぶ時間を意識的に設けるようになったという指摘もあった。また、地域の行政機関や民間支援団体で構成されるDV被害者支援ネットワークに参加し、外国人DV被害者の現状を把握するとともに、関連機関との連携を図る取組みを進めているところもあった。

このような入国管理局における外国人DV被害者に対する配慮や、在留審査における対応の変化をみると、「外国人DV措置要領」は外国人DV被害者の救済に関して一定の効果を及ぼしているといえることができる。

しかし、「外国人DV措置要領」に基づく救済を受けることができるものは、在留期間更新や在留資格変更等を申請する際に、すでに配偶者暴力相談支援センターや民間支援団体を通じて、行政書士や弁護士といった専門家につながっているものに限られる傾向にある。よって、この措置要領に関する情報が届かないため、在留資格を失う恐怖から加害者の下に留まっている被害者が多数存在するのではないかという懸念を示す声も多かった。

この背景には、「DV防止法」制定過程当時から繰り返し指摘されている、外国人DV被害者を対象とした多言語による支援情報不足という問題がある。

(3) 被害者に対する多言語支援体制

日本語以外のDV相談件数について、これまで全国的狀況を示す公的な統計はなかったが、2011度から配偶者暴力相談支援センターの相談件数の統計の一つとして、言語別の統計が公表されるようになった。この統計によると、配偶者暴力相談支援センターにおける日本語が十分に話せない被害者からの相談件数は、1,719件であった。⁵⁾

このような統計が示されたことは、外国人DV被害者のニーズを把握する上で非常に有意義であるが、日本語が十分に話せない被害者からの相談件数が占める割合は、全体の相談件数の2.1%と低く、必ずしも外国人DV被害者の現状を反映したものとは言い難い。⁶⁾特に、日本人男性と結婚している外国人女性が申立人となった婚姻関係事件において、その申立ての動機の約39%が夫からの暴力であることからみると、外国人DV被害者にとって、配偶者暴力相談支援センターは、安心して相談できる場所として認識されていないことが予想できる。⁷⁾

今回の調査で訪問したいくつかの配偶者暴力相談支援センターでは、多言語対応が可能な相談員を常時配置しているところはなかった。しかし、いくつかの配偶者暴力相談支援センターでは、外国人相談を実施している行政関係機関や、民間の外国人支援団体と連携することにより、外国人DV被害者からの相談に対して多言語対応できるよう工夫していた。このような取組みの差により、配偶者暴力支援センターの外国人相談件数や一時保護件数には、地域差があった。⁹⁾

また、DV被害者の相談に携わる通訳者に対して、DV被害者支援に関する特別な研修が実施されている場合は限られており、通訳者による二次被害の危険性についても懸念が示されていた。

さらに、一時保護施設や母子生活支援施設等の保護施設においても、言語の壁により利用規則が理解できなかつたり、職員とのコミュニケーションが難しく不安に陥つたり、他の利用者との関係が悪化するケースも少なからずあることが報告された。民間支援団体からは、外国人DV被害者の受け入れを承諾してくれる母子生活支援施設を見つけることができても、このような問題が原因により短期間で退所してしまい、その後に頼る場所もなく夫の下に戻る被害者も多いことが指摘された。

また、外国人DV被害者のための通訳派遣費や翻訳費等を、DV施策担当課等が予算化している場合もあるが、このような多言語支援に関して特別な財源を確保していない自治体もあり、地域によって外国人DV被害者に対する対応に差がみられた。

多言語での情報提供については、自治体によっては民間支援団体と協力し、支援機関の連絡先やDV防止法の内容を示した多言語リーフレットを作成しているものもあったが、予算の制限により作成していない自治体も散見された。

内閣府は、被害者支援情報に関する多言語リーフレット（英語、韓国語、スペイン語、タイ語、タガログ語、中国語、ポルトガル語、ロシア語）を作成し、各自治体に配布しているが、外国人住民が少ないという理由で活用していない自治体もあった。

(4) 国際結婚斡旋業者を利用した国際結婚とDV

今回の調査を通して訪問をしたいくつかの団体からは、国際結婚斡旋業者を利用した国際結婚カップルにおけるDVについて指摘があった。特に北海道地区では、国際結婚斡旋業者を通じて日本人男性と結婚した外国人女性が過疎の農漁村等に点在しており、都市部から離れた地域で多言語情報を得る機会も限られていることから、日本人配偶者から身体的暴力や精神的暴力を受けている場合でも、適切な相談先が分からず、被

害が深刻化する場合が多いという指摘があった。¹⁰⁾

さらに、たとえ被害者がDVについて相談することを決心しても、夫の親族関係者が地域の行政機関で働いている場合も多く、身近な相談窓口である行政機関を頼ることも難しい状況にあることが指摘された。

斡旋業者を利用した国際結婚の場合、夫婦生活が円満に進む場合もあるが、問題も発生しやすい。斡旋業者を通じて外国人女性を紹介された場合、数百万円の経費が通常必要となる。¹¹⁾近年は、外国人女性との結婚成立にかかる経費として、紹介料や在留資格申請費用のほか、女性の身元調査や結婚に関する意思を確認するための面接費等、結婚の成立を支援するために必要と思われる具体的な業務をほとんど行わず、経費を水増し請求する悪質な業者もある。¹²⁾

結婚前に、顔を数回合わせた程度で、斡旋業者に多額の手数料を払い外国人女性と結婚した男性の中には、妻を買ったという意識が強く残るものも少なくない。このような男性は、妻を所有物としてみなす傾向が強く、妻が男性の意に反する行動をしたり、家族や地域に馴染めず問題を起こした場合には、妻を執拗に攻めたり、暴力によって制裁を加えるなど、DVに発展する危険性が高くなる。また、国際結婚斡旋業者に多額の斡旋料を支払って国際結婚した日本人男性とその家族の中には、外国人女性に家業である酪農や農業の手伝いを強要したり、跡継ぎとなる子が産まれた後に、外国人女性を家から追い出したりするケースもある。¹³⁾

このような国際結婚斡旋業者を利用した国際結婚は、興業ビザの上陸許可基準が厳格化された2006年以降、増加する傾向にある。この厳格化に伴い、外国人女性に就労制限のない在留資格を取得させるために、日本人男性と偽装結婚させるケースも増えている。その中には、外国人女性に日本人の配偶者等という資格を取得させ、その後パブ等でホステスとして稼働させ、客との性行為を強要するというものもある。¹⁴⁾

偽装結婚のその他の形態としては、国際結婚斡旋業者が、低所得者の男性の弱みに付け込んで金銭と引き換えに戸籍情報を買収したり、スナック等の飲食代の未払い分の清算の見返りとして偽装結婚に加担させるといった悪質なケースもある。

(5) 改正入管法の影響について

外国人DV被害者を一層不安にさせるものとして、改正入管法により導入された在留資格取消制度がある。2012年7月に改正された入管法では、非正規滞在者の取り締まりが強化され、在留資格の取消事由の一つに「配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わ

ないで在留している場合」が加えられた。

これまでも「日本人の配偶者等」の在留資格に該当すると認められるためには、単に日本人配偶者との間に法律上有効な婚姻関係があるだけでは足りず、当該外国人が本邦において行おうとする活動が日本人の配偶者の身分を有するものとしての活動に該当することが求められていた。よって、日本人男性との婚姻関係が法律上存続している外国人であっても、共同生活を営む意思や実態がなく、社会生活上の実質的な基盤がない場合は、日本人の配偶者としての活動を行っていないとみなされてきた。¹⁵⁾

法務省は、今回の改正を受けて、配偶者の身分を有する者としての活動を行っていると認められない場合であっても、そのような活動が行うことができない正当な理由がある場合は、在留資格の取消しを行わないという見解を示している。取消しの対象とならない例としては、DVを理由として「一時的に避難又は保護を必要としている場合」や、「子どもの養育等やむを得ない事情のために配偶者と別居して生活をしているが生計を一つにしている場合」等を挙げており、DV被害者に対しては一定の配慮が示されている。

このような改正入管法の影響については、外国人被害者支援に携わる行政書士、弁護士、民間団体からも一定の懸念が示された。しかし、施行から6か月が経過しないと改正の影響がどのような形でDV被害者に現われるか未知数であること、DV被害者であれば前述の「外国人DV措置要領」に基づく対応が引き続き行われることが予想されること等により、支援現場における改正入管法に対する不安は、それほど大きなものではなかった。しかし、DVに関する支援情報が届かず、相談歴もなく、DV被害に関する証明書の取得が難しいものは、取消しの対象とみなされかねないという懸念も繰り返し示された。

(6) 小括

以上、2008年の法務省通達により示された「外国人DV措置要領」の効果や、その後の日本における外国人DV被害者の支援状況について、被害者支援に携わる行政機関、専門家、民間支援団体等における聞き取り調査により明らかにになった点をもとに、現状を概観した。その結果、在留期間更新や在留資格変更に関する審査においては、DV被害者の心理や被害の実態に配慮した措置が講じられる傾向にあることから、「外国人DV措置要領」は、外国人DV被害者支援に一定の効果を与えていることがわかった。

しかし、日本語が十分に話せない被害者に対する支援内容は地域によって差があり、DVにより行動範囲が制限されていることにより情報や

相談機関にアクセスすることが困難な場合もあり、この措置要領に基づく救済制度によって在留の安定化を図れる被害者は限られている。また、国際結婚斡旋業者を利用した国際結婚の場合、家業や家の存続のために外国人女性を家に迎え入れるという側面もあり、このような受け入れ側の姿勢がDVを誘発する要因の一つとなっている。

このような国際結婚をした外国人配偶者が直面する問題について、包括的な取組みを近年進めているアジアの国の一つとして台湾が挙げられる。以下、台湾における外国人配偶者の現状や、外国人DV被害者支援を含む、外国人配偶者のための包括的な生活支援策についてみていく。

2. 台湾における取組み

日本と同様に少子高齢化の影響を受け、国際結婚が増加しているアジアの他の国としては、台湾、シンガポール、韓国などが挙げられる。これらの国のうち、今回実際に調査を行った台湾を取り上げ、台湾における国際結婚の動向や、国際結婚をした外国人女性に対する支援策等についてみていく。⁽¹⁶⁾

(1) 台湾における国際結婚の動向

台湾では1980年代以降、台湾人男性と外国人女性との国際結婚が増加している。⁽¹⁷⁾ 1980年代初頭における主な国際結婚の形態は、台湾在住の退役軍人と中国大陸出身の女性との結婚が主流であったが、1990年代に入ると、台湾人男性とベトナムやインドネシアといった東南アジアの女性が結婚するケースが増加した。⁽²¹⁾

その要因としては、ベトナムやインドネシアの女性を台湾人男性に紹介する国際結婚斡旋業者の増加が挙げられる。2000年には、大陸籍配偶者を除く外国籍配偶者は、台湾における移民全体の9.5%を占めるまでに増えた。⁽²²⁾ 現在、台湾人男性と結婚する外国人女性の大半は、歴史的に繋がりが深く、言語面においても支障が少ない中国大陸出身者が大半であるが、それ以外では、ベトナム女性が最も多い。⁽²³⁾⁽²⁴⁾

(2) 国際結婚の特徴

国際結婚を選ぶ台湾人男性の特徴としては学歴が低いこと、低所得であること、結婚時の年齢が台湾人女性と結婚した台湾人男性よりも高いことが挙げられる。⁽²⁷⁾

このように学歴が低く、所得も少ない中高年の台湾人男性が、結婚相手を他国に求める背景には、国内における女性の高学歴化に伴う非婚化・晩婚化や、台湾人女性が結婚相手に求める条件が高くなったことによる結婚難、出生率の不均衡といった問題がある。⁽²⁸⁾

また、台湾社会に根強く残っている儒教に基づく家族観が、台湾人男性を他国の女性との結婚へと駆り立てる主要因の一つとなっている。⁽²⁹⁾ 国際結婚斡旋業者側も、このような台湾社会における儒教の影響に着目し、ベトナムやインドネシアの女性たちを、「素直で従順な女性」、「男性を立て、おとなしく、やさしい女性」といった、儒教に基づく性規範に合うものとして紹介している。⁽³⁰⁾

国際結婚斡旋業者がターゲットとする女性の共通項としては、年齢、学歴、所得が台湾人男性に比べて低いという点が挙げられる。⁽³¹⁾ 外国籍配偶者は貧困家庭の出身者が多く、中学校もしくは小学校を卒業した時点で、家計を助けるために就労することを家族から期待される。国際結婚も家計を助けるための手段の一つとして捉えられている。⁽³²⁾ また台湾人と結婚する女性自身も、国際結婚は貧困から脱出するためのよい機会の一つとして捉える傾向が強い。⁽³³⁾

国際結婚斡旋業者は、このような台湾人男性と外国籍女性の国際結婚に対する双方の期待を利用し、国際結婚市場において価格やサービス内容を競い合っている。⁽³⁴⁾ 国際結婚斡旋業者は基本的なサービスの内容として、紹介する女性が処女であること、契約終了時まで値上げしないこと、配偶者となる女性には就労許可を取得させること、配偶者が逃げた場合は他の女性を用意することの4つを保障している。

また、手頃な値段で質のよい女性を遅延なく短期間で男性配偶者のもとに届けることが、業界の生き残りのための条件となっており、悪質な業者も増加している。⁽³⁵⁾

(3) 外国籍配偶者に対する偏見

このように国際結婚斡旋業者により商品化された貧困家庭出身の若い外国籍配偶者たちは、台湾社会の中で厳しい差別に直面することとなる。外国籍配偶者に対する差別は、マスメディアによる偏った報道や公人の発言により拍車がかかり、国際結婚は台湾社会に悪影響をもたらす間

題の一つであるという認識が広がっていった。¹⁰⁾

公人の差別的発言の例としては、国会議員の廖本煙 (Liao Ben-Yan) 氏の発言が挙げられる。廖氏は、2006年3月31日に議会において、台湾人男性とベトナム人女性との国際結婚に言及し、ベトナム人女性の生殖機能は、ベトナム戦争中に米軍により散布された枯れ葉剤の影響により正常ではなく、ベトナム人女性は子を産むことを慎むべきであるという趣旨の発言をした。¹¹⁾

このような差別的発言に加え、外国籍配偶者に対する差別は、外国籍配偶者を表す用語にも表れていた。1980年代では、台湾人男性と結婚をした外国籍配偶者は性別に関わらず「外籍配偶」と呼ばれていたが、台湾人男性と東南アジア出身の女性との結婚が増加した1990年代には、中国大陸出身の女性配偶者は「大陸新娘」、東南アジア出身の女性配偶者は「外籍新娘」と表記されるようになった。¹²⁾

しかし台湾のいくつかの女性団体は、「新娘」という言葉に含まれる差別的な意味に対して懸念を示し、「我不叫外籍新娘 (Don't call me "Foreign Bride")」という運動を展開した。その結果、2003年に、公文書における用語が「外籍新娘」は「外籍配偶」に、「大陸新娘」は「大陸配偶」へと変更されることとなった。¹³⁾

しかし、このような運動の成果にも関わらず、「大陸籍新嫁」や「外国籍新嫁」という言葉は、現在でも日常的に使用され続けており、外国籍配偶者に対する差別は、人々の間で使われる言葉に依然として残っている。¹⁴⁾

(4) 問題点

このように国際結婚斡旋業者を通して台湾人男性に高額で「購入」された東南アジアの女性たちは、言語や文化の違いや社会の偏見に加え、男性配偶者やその家族からのDVなどの様々な問題に直面することとなる。

特に、台湾人配偶者や義父母は、外国籍配偶者に対して後継者を産むことを強く期待しているため、外国籍配偶者は異国での生活に慣れる間もなく、子を産むことへのプレッシャーや異国での子育てに対する不安により、精神的負担を抱えることとなる。¹⁵⁾

また、外国籍配偶者の中には、子を産むまで夫や家族に受け入れてもらえないのではないかという不安を抱くものも多い。しかし家の跡継ぎとなる子を出産した後も、夫や義父母たちの態度が好転するとは限らない。外国籍女性は、貧困家庭出身であること、学歴が低いこと、中国語の習得が遅いこと等を理由に養育能力がないと見なされ、夫や義父母から存在を否定するような扱いを受けることが多い。中には、子どもを一人以

上産むことを制限され、第二子を妊娠しても、夫や義父母たちから中絶を強要されるケースも報告されている。¹⁷⁾

また、外国籍配偶者に対しては「金目当てで台湾人男性との結婚を選んだ女性」という根強い偏見があるため、夫や義父母たちから金銭管理を制限されるなど、経済的暴力を受けることもある。また、逃亡予防のために、外国籍配偶者を現金から遠ざける事例もある。¹⁸⁾一方、夫である台湾人男性も低所得者であるため、外国籍配偶者自身も働かざるを得ない場合も多く、家事や育児に加え、家計への経済的貢献も求められる場合も多い。¹⁹⁾

このように外国籍配偶者は、新しい家庭において、日常的に精神的暴力や、経済的暴力に曝されやすい環境に置かれている。また、台湾人配偶者が、在留資格に関する手続きに協力しないことにより、外国人配偶者に対する日常的な支配を強めるという問題も根強く残っている。

このような状況におかれている外国人配偶者は、言語や在留資格の壁、経済力の低さ、社会の偏見の影響等により被害について相談することを躊躇し、問題を抱えたまま社会の中で孤立する傾向にある。

(5) 外国籍配偶者の生活支援に関する取組み

1980年代以降、外国籍女性が家庭生活や社会生活の様々な場面において直面する問題が徐々に顕在化したことにより、民間支援団体等から、外国籍配偶者のための包括的な支援策の導入が求められていた。政府は、この問題の改善にむけて、2003年に「外籍及大陸配偶者照顧輔導措施」(Foreign and Mainland Chinese Spouse Care and Counseling Measure)を策定し、外国籍配偶者の包括的な生活支援に着手した。以下、「外籍配偶照顧輔導措施」の主な内容や、本施策の主な取組みの一つである外国籍DV被害者の支援策について、その特徴を概観する。

① 「外籍配偶照顧輔導措施」

本施策は、外国籍配偶者が日常生活において直面する問題を解決することを目的として策定されたものであり、主な取組みとしては、台湾における生活への適用を促進するための支援、出産・子育てに関する支援、就労支援、外国籍配偶者に対する学習支援、外国籍配偶者の子に対する教育支援、人身の安全、国際結婚婚幹旋業者に対する管理の強化、多文化理解に関する啓発事業等が挙げられる。

これらの施策は、外籍配偶照顧輔導措施に基づき台湾各地に設置された「外籍配偶家庭服務中心」(Foreign Spouse Family Service Center)²⁰⁾

において実施されている。

外籍配偶家庭服務中心の運営は各地の民間団体に委託されており、委託費は「外籍及大陸配偶者照顧輔導措施」により設置された「外籍配偶照顧輔導基金」(Foreign Spouse Care and Guidance Fund) から拠出されている。

本調査の一環として訪問した新竹縣外籍配偶家庭服務中心では、新竹縣在住の外国籍配偶者を対象とし、専門相談員による多言語での電話相談に加え、社会福祉士による生活支援や就労支援等が行われていた。⁽⁵¹⁾

この外籍配偶家庭服務中心では、外国籍配偶者のニーズや問題を把握するために、來台3年以内のすべての外国籍配偶者を対象とした電話による生活状況調査が実施されていた。また、必要に応じて外籍配偶家庭服務中心に所属する社会福祉士が、外国籍配偶者の居住地域に出向き、郊外に住む外国籍配偶者や、DVにより行動が制限されている外国籍女性に対して直接支援が届くような工夫がされていた。

内政部が行う外国籍配偶者に対するその他の相談事業の一つとしては、「外籍配偶諮詢專線」(Foreign Spouse Information Hotline) という外国籍配偶者専用の相談電話がある。この専用相談電話は無料で提供されており、子の教育、医療、法律、在留資格に関する問題等、外国籍配偶者が日常生活で直面する様々な問題に関する相談に対応している。⁽⁵²⁾

② 外国籍DV被害者への支援について

台湾における外国籍DV被害者に対する主な問題としては、日本と同様に、言語や在留資格に関する不安により被害者が相談することを躊躇し、被害が潜在化しやすいという点が挙げられる。⁽⁵³⁾

在留資格に関する問題については、2007年に改正された「入出国及移民法入管法」(2008年8月施行)により、いくつかの改善が図られた。まず、DVが原因で在留期間の更新手続き等が困難な場合において、「台湾家庭暴力防治法」により保護命令が発令されている場合は、DV被害者であることが考慮され、特別に在留が許可される方針が打ち出された。⁽⁵⁴⁾

また、従来は裁判によって離婚が成立した後、台湾国籍を有する未成年の実子の監護権を有していなければ在留は認められなかったが、同改正により離婚原因がDVである場合は、監護権を有していなくとも、引き続き台湾に在留することが可能となった。

しかし、このような条件のもとで離婚後に在留が認められたものであっても、就労許可を取得することは難しかったため、DVが原因で離婚

した外国籍女性の経済的自立が非常に困難であるという問題が残っていた。

この問題については、「就業服務法施行細則」の改正により改善が図られ、2011年8月18日より、婚姻関係が消滅した後、「台湾家庭暴力防治法」による保護命令を取得しているものであれば、就労許可取得のための特別な手続きを経ることなく、台湾において合法的に就労することが可能となった。⁽⁵⁶⁾

また、DV被害者の就労支援に関しては、「研修就業服務法」に基づき、被害者を対象とした無料の職業訓練等が実施されており、外国籍被害者もこの制度を利用することにより、経済的自立に向けた活動の展開が可能となった。

外国籍DV被害者の保護については、前述の「外籍及大陸配偶者照顧輔導措施」の人身安全保護施策の一環として行われている。実際には、「台湾家庭暴力防治法」により各地に設置された家庭暴力性侵害防治中心（Domestic Violence and Sexual Assault Prevention Centers）と外籍配偶家庭服務中心が連携体制を取って被害者支援を担っており、外国籍配偶者から相談があった場合は、家庭暴力性侵害防治中心から地域の外籍配偶家庭服務中心に配置されているDV相談担当者に照会され、その後は、外籍配偶家庭服務中心が拠点となり、相談から自立まで、外国籍被害者のニーズに合わせた多言語による支援が提供されている。⁽⁵⁷⁾

このように、台湾では国際結婚の増加に伴い深刻化した外国籍配偶者の問題に対応するため、外国籍配偶者に対する包括的な生活支援策が導入されている。また、このような包括的な支援のもと、DV被害者の支援に関しても、相談や一時保護といった短期的支援に留まらず、被害者の経済的自立までの視野に入れた在留の安定化や就労支援など、中長期的な支援が行政と民間支援団体との共同で実施されていた。また、外国籍配偶者を支援するための特別の財源が確保されていることも特徴的であった。

今回の調査では、「外籍配偶照顧輔導措施」の個々の事業の詳細な内容の検証や、政策が導入された2003年以降の運用状況について分析するまでには至らなかったが、外国籍配偶者への支援に関する姿勢や基本的な枠組みについては、日本における課題の解決にむけて参考になると考える。

まとめ

本稿では、日本における外国人DV被害者支援の拡充に向けた施策を考察するにあたって、外国人配偶者に対する包括的な取組みを行っている台湾を取り上げ、台湾における国際結婚の動向やDVを含む外国人配偶者が直面する問題への取組みに注目した。

両国とも、少子高齢化の影響を受け国際結婚が増加する中、外国人女性が婚姻相手やその家族からDVを受けるケースが増える傾向にあるという点で類似しているが、被害者支援体制は大きく異なっていた。

台湾では、外国人DV被害者への支援は、台湾人男性と結婚をした外国人配偶者のための包括的な生活支援策の一部として位置づけられており、DVに関する予防啓発から相談、保護、就労といった支援の段階に応じて、各行政を有機的につなぎ、多角的な支援を提供することが可能な体制が取られていた。また、外国籍配偶者支援を担う専門機関を各地域に設置したり、施策のための特別財源の確保をするなど、地域における継続的な支援を可能とする体制が整備されていた。特に、來台3年以内の外国籍配偶者を対象に電話による生活状況調査を実施し、必要に応じて家庭訪問をしたり、他機関と連携して中長期的な支援計画を立てるなど、外国籍配偶者が直面する問題の潜在化や、外国人配偶者の孤立化を防ぐ取組みが行われたことは注目に値する。

台湾におけるこのような取組は、日本に比べ充実している面も多くあるが、支援の地域間格差や、財政難による支援者確保の難しさ等、運用面において日本と共通する問題点も散見された。そこで、まとめにかえて、今回の調査を通して明らかになった台湾における外国籍配偶者支援策を参考にしつつ、日本における外国人DV被害者に対する中長期的な支援の拡充にむけて、今後導人が期待される施策について指摘する。

①多言語による包括的な支援情報の提供

多言語による情報提供の必要性については、国内の民間支援団体のみならず、国際機関からも、これまでに幾度となく指摘されているが、今回の調査を通して、情報の多言語化は自治体により差があることが改めて浮き彫りとなった。

外国人DV被害者の特別なニーズに配慮した支援の必要性については、「DV防止法」の改正時において確認され、その後の法務省通達により、外国人DV被害者が直面する在留資格の問題に対して一定の解決が図られた。

しかし、このような外国人DV被害者に対する特別措置に関する情報は、日本語能力や行動範囲等が限られている被害者には届きにくいのが現状である。地方自治体が設置した配偶者暴力相談支援センターや民間の相談機関のうち、多言語対応が可能な場所は限られており、担当職員等が外国人DV被害者に対する法務省通知を有効に活用できていない場合も予想される。

また、自治体の中には、民間団体に支援情報の翻訳を委託し、多言語での情報提供を行っているものもあるが、翻訳される内容は相談機関の一覧やDV防止法に基づく支援の流れに限定される場合が多く、必ずしも被害者の中長期支援の視点に立った情報提供が行われているとは言い難い。

台湾では、台湾での生活に関する法制度等を体系にまとめた外国籍配偶者用の生活ハンドブックが作成され、地域の外国籍配偶家庭服務中心をはじめ、外国籍配偶者がアクセスしやすい場所で配付されていた。さらに、外国籍配偶者がいる家庭に情報を確実に届けるために、専門的な研修を受けた相談員等が、來台3年以内の外国籍配偶者の家庭に電話や訪問することにより、被害の予防や早期発見を図っていた。

今後、日本において、台湾と同様に外国人配偶者がいるすべての家庭を対象とする電話による情報提供等を全国的に導入することは難しいが、過疎地域や行政機関から離れており生活に関する情報が行き届きにくい地域においては、このような制度の導入は有効であると考ええる。

また、自治体によっては、すでに外国人住民に対する生活情報を多言語で提供しているところも多いが、多言語による生活情報を提供する部門が、自治体等が設置するDV被害支援ネットワークに必ずしもつながっていないわけではない。よって、今後は双方の連携を強め、被害者支援の現場と情報交換を行うとともに、地域の実情に即した多言語での情報提供の実現にむけて検討が進めるべきである。

②DV相談専門通訳者の養成および派遣制度の拡充

DV被害者相談にあたる通訳者は、単に語学力だけではなく、DVの発生メカニズムや法的救済制度等の専門知識が要求される。また、被害者の心理状態を理解して、二次被害を与えない対応も求められる。

台湾ではこのような二次被害を予防するために、通訳希望者に対する研修を実施していた。日本においても、いくつかの自治体では、通訳者を対象としたDVに関する研修が行われているが、このような研修の必要性を認識しながらも実施していない自治体も多い。

厚生労働省は2009年に、各都道府県に対し「人身取引被害者及び外国人DV被害者を支援する専門通訳養成研修事業の実施について」を

通知し、専門通訳者の養成の必要性を喚起している。今後はこの通知により示された通訳者養成事業に関する実施要綱にそって、外国人DV被害者支援にあたる通訳者を対象とした特別な研修の定着化を図るべきである。

③相談保護および自立支援事業の民間委託の拡充

民間支援団体のなかには、すでに外国人DV被害者の支援に実績があるにもかかわらず、運営資金不足により有給職員の確保が難しいため支援内容が限定されたり、支援の継続が困難であるものが多い。一方、公的な相談機関においては、多言語による支援が限られていたり、保護施設の規則が外国人被害者のニーズに配慮したものになっておらず、必ずしも外国人被害者にとって利用しやすい場所とはなっていない。外国人被害者に対する支援の向上を図るためには、公的支援機関の改善とともに、外国人DV被害者支援の分野において実績のある民間団体への資金提供や業務委託の促進が求められる。

④外国人配偶者とその家族の支援体制の拡充

台湾では、国際結婚をした女性やその子どもの支援を専門に行うファミリーサポートセンターが各地域に設置され、一般的な生活問題から、育児、医療、就労、DVといった様々な問題に関する支援サービスが提供されていた。日本においても、子育て支援や就労支援を提供する専門機関等が各自治体に設置されているが、これらの機関は、必ずしも外国人の利用を想定したものとはなっていない。

今後、台湾の外籍配偶家庭服务中心のような、国際結婚をした女性やその家族のための支援センターが日本各地に設置されるということはあまり期待できないが、まずは自治体が設置する既存の子育てセンターや就労支援機関等において、国際結婚をした外国人女性の利用を想定した事業の見直しを行い、機能の充実化を図ることが必要である。

また、夫婦関係や親子関係について法的な解決を求める場合、通常、家庭裁判所を利用することとなるが、調停期日が限られており解決まで時間を要したり、相手方の住所地の裁判所に申立人が赴く必要があることにより、精神的、経済的に負担がかかる場合が多い。

外国人の場合、在留期間の期限が迫っていたり、経済的な余裕がなく交通費の負担が困難であったり、法的手続きに関する多言語情報を得ることができない場合は、家庭裁判所を利用した紛争解決はさらに困難となる。よって、裁判手続きによらずに、家事紛争を迅速に解決するために、

外国人を対象とした家事紛争解決機関の設置も検討されるべきである。⁽⁵⁸⁾

⑤ 国際結婚斡旋業者に対する実態調査および規制

国際結婚斡旋業者を利用した国際結婚の場合、知り合うまでの期間が短いことや多額の費用が必要なこと等が、外国人女性に対するDVの要因となりやすい。また、国際結婚斡旋業者の中には、就労制限のない在留資格取得させるために外国人女性を日本人男性と偽装結婚させた後、性関連産業等で低賃金労働を強いる等、国際結婚が人身売買に利用される事例もある。

国際結婚斡旋業者への規制については、台湾をはじめ他の国でも導入されているが、⁽⁵⁹⁾その実効性については疑問視されることが多い。しかし、このような他国での例を活かし、日本においても国際結婚斡旋業者に対する一定の規制の導入にむけた検討を進められるべきである。例えば、過去にDV防止法による保護命令が発令された者に対してはカウンセリングを条件とする等、利用者に対する一定の制限の導入するなど、慎重な議論のもと検討が進められることが望ましい。また、効果的な規制措置を講じるためにも、国際結婚斡旋業者に関する実態調査も実施されるべきである。⁽⁶⁰⁾

⑥ その他

その他、今後取組みが望まれる施策としては、外国人住民のためのニーズを把握するための全国的な生活実態調査、外国人母子支援等に携わる専門ソーシャルワーカーの育成、無料の多言語生活相談の導入等が挙げられる。

これまで日本においても、外国人集住地域における「外国人集住都市会議」や内閣府による「日系定住外国人施策」など、定住外国人の生活支援という視点に立った、いくつかの取組みが行われてきた、しかし、これらの施策は、外国人を社会の一員として受け止めるという姿勢で必ずしも進められているものではなく、一定期間滞在する出稼ぎ労働者の日本での生活を安定させるといった側面が強い。また、2012年に施行された改正「入管法」は、非正規滞在者や不法就労者を排除する姿勢を一段と強く示すものであった。

今後、少子高齢化が進む日本において定住外国人が増加することが予想されるなか、外国人DV被害者の支援という限られた分野からみても、

中長期的な生活支援の促進を視野に入れた外国人施策の策定は不可欠である。今後は、台湾など日本と状況が比較的類似している国の外国人政策等を参考にしつつ、外国人の出入国や在留の管理に重点をおく現在の姿勢を転換し、定住外国人の人権に配慮した外国人政策の策定にむけ、包括的な議論が必要となる。

注

- (1) 本調査は、厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）「日本・シンガポール・台湾のDV防止と被害母子支援に関する比較法研究」（研究課題番号：H23-政策-若手-012）の一環として実施したものであり、筆者は研究分担者として調査に携わった。
- (2) 「DV防止法」23条
- (3) 調査先は、北海道庁環境生活部道民生活課、室蘭市保健福祉部子育て支援課、京都府家庭支援総合センター、京都市男女共同参画課、大阪府女性相談センター、大阪府市民部男女共同参画局、札幌入国管理局、大阪入国管理局、特定非営利活動法人女のスペースおん、特定非営利活動法人ウイメンズネットマサカーネ、一般財団法人京都YWCA APT、弁護士2名、行政書士2名。
- (4) 外国人DV被害者の認知件数の詳細は、期間更新等66人、退去強制手続7人、相談のみ10人。国籍別に見てみると、フィリピン44人、中国6人、タイ3人、韓国2人、ブラジル2人であり、インド、インドネシア、ガーナ、ベトナム、ペルー、ボリビア、ルーマニア、ロシア、英国（香港）は、各1人であった。法務省出入国管理局編「出入国管理（平成24年度版）」、法務省、2012年
- (5) 相談の内訳は、来所556件、電話1,009件、その他154件であった。また言語別の相談件数は、タガログ語659件、中国語316件、英語189件、タイ語160件、韓国語113件、スペイン語87件、ロシア語36件、ポルトガル語33件、その他97件、不明29件であった。内閣府男女共同参画局「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数の結果について（2011年度分）」
- (6) 2011年度の全体の相談件数は82,099件であり、相談の内訳は、来所22,640件、電話57,401件であった。
- (7) 総務省統計局による2010年度国勢調査人口等基本集計によると、日本人男性と外国人女性の婚姻件数は230,181件であった。妻の国籍別に見てみると、中国70,262件、フィリピン69,059件、韓国・朝鮮44,193件、タイ14,581件、インドネシア2,323件、ベトナム1,967件、イギリス666件、アメリカ2,617件、ブラジル4,779件、ペルー1,292件、その他18,442件であった。また、司法統計によると、2010年度の日本人男性と外国人女性の婚姻関係事件数は1,139件であり、その申立ての動機として「暴力を振るう」が外国人女性側の動機の38.7%を占めている。
- (8) 例えば、大阪府および大阪市では、大阪府外国人情報コーナーによる「トリオホン」を活用している。トリオホンは8か国（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タガログ語、タイ語）に対応しており、利用は無料である。京都府および京都市は、民間支援団体と連携することにより、外国人被害者からの相談に対応している。対応可能言語は、4か国語（英語、タイ語、タガログ語、中国語）。
- (9) 外国人DV被害者に関する統計の方法は、各行政機関により異なるが、調査を通して得た外国人被害者に関する統計を以下に示す。大阪府女性センターにおける2010年度の外国人DV被害者からの相談件数の総数は51件で、国籍別の件数は韓国8件、中国14件、フィリピン19件、タイ3件、台湾1件、その他7件であった。大阪市配偶者暴力相談支援センターの2011年度における通訳者派遣件数の総数12件で、言語別の件数は中国語6件、韓国語4件、フィリピン語1件、ベトナム語1件であった。京都府支援総合センターにおける2011年度の外国人一時保護件数の総数は6件で、国籍別の件数は中国5件、その他1件であった。京都市DV相

- 談支援センターにおける2011年10月3日～2012年9月30日の期間の外国人からの相談件数の総数は10件であり、国籍別の件数は韓国4件、フィリピン1件、タイ1件、米国1件、ポーランド1件であった。北海道に関しては、外国人住民の数が少ないこともあり、行政機関に対する外国人被害者からの相談はゼロであった。しかし、民間団体への相談後、一時保護措置が取られたものは、2011年で4件あった。
- (10) 民間団体が支援したケースによると、過疎地域であっても、フィリピン人の場合は、キリスト教関係者が地域の教会を拠点とし、フィリピン人のネットワークを通じて被害者への情報提供や安全な場所での保護等を行うことが可能な場合があるが、タイ人の場合は、同国人同士の間が薄く、言語の違いから外国人ネットワークからも孤立しがちであることが指摘された。
- (11) 業者や妻の国籍、お見合いの回数等によって費用の差はあるが、国際結婚斡旋業者を利用する際には、約200万～300万円を準備する必要がある。
- (12) 津地裁判決、2010年5月19日
- (13) その他、多額の手数料等を費やして息子に嫁を買ってやったという認識のもと、義父が外国人女性に性的関係を強要するといった事例があったことも紹介された。
- (14) このような偽装結婚の手法は多様であり、日本人の男性失業者やホームレスから戸籍を20万～30万円で購入し、外国人女性と国外で結婚したように偽装するという手口や、パパでの飲食代金を滞納している日本人男性に外国人女性と2年間の契約で結婚することを持ちかける方法等がある。偽装結婚の相手方として来日した外国人女性たちは、雇い主や夫にパスポートを取り上げられ、婚姻費用等の名目で多額の借金が課され、その返済のためにパパ等で働かされる場合が多い。また、彼女たちの生活は経営者や偽装結婚の相手方に監視され、暴力を受ける場合も少なくない。法務省が2009年に発表した人身取引対策行動計画では、偽装結婚を手段とする人身取引事犯の増加に対して取組みを強化する姿勢が示されている。しかしその対策は、「厳格な在留管理により、偽装滞在・不法滞在を伴う人身取引事犯の防止」を図り、「日本人の配偶者等」の在留資格で入国後、摘発等のあった風俗営業店等で稼働し、偽装滞在が疑われる外国人の婚姻実態を追跡調査して、偽装結婚事犯を取り締まる」というもので、被害者保護の視点が欠けるものであった。
- (15) 最高裁判所判決、2002年10月17日
- (16) 前掲の厚労省科研事業の一環として訪問した団体等は、臺北市政府社會局、臺北市家庭暴力性侵害防治中心、新竹市基督教女子青年會、新竹縣外籍配偶家庭服務中心、臺北市萬華婦女家庭服務中心、内政部家庭暴力及性侵害防治委員會、内政部入出國及移民署、臺北市新移民小呼暨婦女家庭中心、中華民國基督教女子青年會、中華民國南洋台灣姊妹、夏曉鵬教授（世新大學社會發展研究所所長）。
- (17) 本稿において、台湾人男性とは中華民国国籍を有する男性を指す。また、台湾において、台湾人男性と結婚した外国籍配偶者は、統計上「大陸・港澳地區配偶」（中国大陸および、香港・マカオ出身の配偶者）と「外籍配偶」（中国大陸、香港、マカオ以外の出身者）に分類される。本稿では、便宜上、前者を「大陸籍配偶者」、後者を「外国籍配偶者」とする。尚、内容によって特に分類する必要がない場合は、これら2つを併せて「外国籍配偶者」とする。
- (18) 1980年代～90年代初頭においては、退役軍人と大陸籍女性との結婚や、台湾人男性と中国語での意思疎通が容易な大陸籍女性との結婚が主流であった。しかし、1994年から台湾政府が進めた「南向政策」という東南アジアへの投資活動により、台湾人男性を対象とした斡旋業者が増加し、東南アジアの女性と結婚をする台湾人男性が増加した。その他、「外労」と呼ばれる外国人労働者として来台した女性を妻とする場合もある。施昭雄、陳俊良、許詩屏、桂田愛「台湾における外国籍及び中国大陸籍配偶者現状とその展望」福岡大学研究部論集A6(6) 2007年、140頁
- (19) ベトナムでは、1970年代における人口の増加や、戦争による男性の国外流出により、1980年代に入ると、若いベトナム人女性の結婚対象となる男性の数が不足する事態が生じた。1990年代に入ると、海外にいるベトナム人男性との結婚や、外国人との結婚が政府により推奨されるようになった。Goodkind, Daniel, *The Vietnamese double marriage squeeze*, *International Migration Review*, 31, 1997, p108.
- (20) 1965年以前は、台湾人男性の国際結婚の相手はインドネシア出身の女性が多かった。このようなインドネシア人女性の多くは、台湾の客家(Hakka)という漢

民族の男性と結婚するインドネシア在住の客家の女性であった。前掲注18、1001頁

- (21) 外国籍配偶者および大陸籍配偶者の婚姻の経緯をみると、外国籍配偶者の場合、幹旋業者を通じた婚姻は35・9%、親族や知人の紹介が46・5%、その他が17・0%であるのに対し、大陸籍配偶者の場合は、幹旋業者を通じた婚姻は96%、親族や知人の紹介が60・8%、その他が29・7%であり、幹旋業者による国際結婚は、東南アジアからの外国籍配偶者に集中する傾向がある。外籍與大陸配偶生活状況調査、内政部、2003年。しかし、紹介者側が幹旋業者に雇われている場合もあるため、これらを含めると、幹旋業者を利用した国際結婚の割合は高くなる可能性がある。と指摘するものもある。Yi-Han Wang, *Being a Mother in a Foreign Land: Perspectives of Immigrant Wives on Mothering Experiences in Taiwan*, Taiwan Journal of Southeast Asia Studies, 7 (1), 2010, p.4

- (22) 中国大陸籍の配偶者を含む「台湾人男性と結婚をした外国籍配偶者の割合は、台湾における外国籍住民全体の19%を占める。Hong-zen, Wang and Shu-ming Chang, *The Commodification of International Migrations: Cross-border Marriage Business in Taiwan and Viet Nam*, International Migration Vol. 40(6), International Organization for Migration, 2002, 95頁

- (23) 2012年12月末の統計によると、外国籍配偶者の総数は473,144人であり、そのうち大陸籍配偶者は319,286人(67・5%)、外国籍配偶者は153,858人(32・5%)であった。外国籍配偶者の内訳は、ベトナム87,357人(18・5%)、インドネシア27,684人(5・9%)、タイ8,336人(1・8%)、フィリピン7,465人(1・6%)、カンボジア4,283人(0・9%)、日本3,900人(0・8%)、韓国1,158人(0・2%)、その他13,675人(2・9%)であった。内政部

- (24) ベトナム法務省によると、2005年〜2010年の期間において、外国人と婚姻または婚姻登録をしたものは133,289人であった。男性の出身国および地域は約50%多様であり、その多くは韓国と台湾人男性である。REVIEW OF VIETNAMESE MIGRATION ABROAD, Ministry of Foreign Affairs of Viet Nam, 2012, p.19
- (25) 2003年の外国籍配偶者および大陸籍配偶者の生活状況調査によると、外国籍女性と結婚した台湾人男性の最終学歴は、小学校が14・8%、中学校が34・6%、高等学校及び高等専門学校が35・9%、大学以上が13・2%であった。一方、台湾人の教育程度に関する統計によると、2010年末現在、大学以上の教育を受けたものが、15歳以上の男性の約40%を占めていることから、外国籍配偶者と結婚した台湾人男性の教育レベルは全体的に低い傾向にあるといえる。外籍與大陸配偶生活状況調査、内政部、2003年、15歳以上人口教育程度(按性別及年齢分)、教育部、2011年

- (26) 男性配偶者の主な職業としては、工場労働者、清掃員、運転手、レンガ職人等が挙げられている。前掲注21、17頁

- (27) 2003年の外国籍配偶者および大陸籍配偶者の生活状況調査によると、外国籍配偶者(大陸籍配偶者を除く)の主な年代は、15〜24歳が最も多く、全体の44・6%を占めている。次いで25〜34歳が41・3%、35〜44歳が9・6%であり、主に東南アジア諸国から来る外国籍配偶者は10代後半から30代前半に集中している。大陸籍配偶者(香港、マカオを含む)の年代は、15〜24歳が11・3%、25〜34歳が55・5%、35〜44歳が20・6%と、外国籍配偶者よりも年代が高くなる傾向にある。前掲注25

- (28) 内政部の統計によると、2004年における未婚女性の割合は、20代後半で60%、30代前半で27%、30代後半で15%、40代前半で10%となっており、1970年代半ばの数値と比較すると20代後半で3.5倍、30代前半から40代前半の各年齢層で5倍となった。澤田佳世「超少子化社会・台湾の「男性化」する出生力とジェンダー化された再生産連鎖―国際結婚と人口政策をめぐって―」、伊藤りり、足立真理子「国際移動と「連鎖するジェンダー」再生産領域のグローバル化」作品社、2004年、72頁。また、2011年末における年代別の未婚率は、20〜24歳は94・8%、25〜29歳は71・6%、30〜34歳は39・3%、35〜39歳は22・9%であり、2010年代に入り、未婚率はさらに上昇する傾向にある。現住人口数按性別・年齢及婚姻状況分、内政部

- (29) 台湾人女性の教育レベルが向上し、就業の機会が増えたことにより、配偶者に求める基準が高くなっている。このことにより、農業や漁業といった経済社会的に低い層に位置するものや、障害を持つている男性は、台湾における結婚市場において価値がないものとして扱われる傾向にある。Chih-Chung Wang and Chu-Ping Chen, *What Influences Cooperative Motivation of Foreign Brides From Southeast Asia Countries in Taiwan?*, Chinese Business Review, June 2012, Vol.1, 11, No.6, p.571

- (30) 出生率の男児優位性に起因する男性人口の過剰性は、台湾人男性が台湾人女性と結婚することをさらに難しくしており、台湾人男性が外国人女性との結婚を選択する一つともなっている。澤田佳世「超少子化社会・台湾の「男性化」する出生力とジェンダー化された再生産連鎖——国際結婚と人口政策をめぐって——」、伊藤るり、足立真理子『国際移動と「連鎖するジェンダー」再生産領域のグローバル化』作品社、2004年、69頁。
- (31) Shu-chin Grace Kuo, *A Social Analysis of the Regulations on Foreign Spouse in Taiwan*, National Taiwan University Law Review, Vol.6:2, p.499
- (32) 台湾人男性と東南アジア出身の女性との結婚が増えたその他の要因としては、中国語で意思疎通が容易で、もめ事を好む大陸籍の女性よりも、気性が穏やかで従順であるという定評がある東南アジア女性に人気が集まったことが指摘されている。また、このような国際結婚斡旋業者による戦略は、台湾人社会における家父長制度的慣習の温存に加担しているとの指摘もある。前掲注21、4頁
- (33) 外国籍配偶者の学歴は、同年代の台湾人女性よりも低い傾向にあり、その傾向は大陸籍配偶者よりも外国籍配偶者に強くみられる。内政部の調査によると、外国籍女性配偶者の最終学歴は、小学校が31・9%、中学校が34・6%、高等学校が21・2%であり、大学卒業者は9.4%であった。東南アジア出身の女性配偶者に限ると、大学卒業者は6.9%とさらに低くなる。一方、大陸籍配偶者の最終学歴は、小学校が18・8%、中学校が40・6%、高等学校が27・5%、大学卒業者は10・8%であった。前掲注25、19頁
- (34) Yea-huey Sheu, *Full Responsibility with Partial Citizenship: Immigrant Wives in Taiwan*, SOCIAL POLICY & ADMINISTRATION, Vol.41, No. 2, April 2007, p.186
- (35) 台湾人男性と結婚する東南アジア出身の女性たちの多くは、自国での貧困から抜け出すことを望み、仕事を海外で探すか国際結婚を通じて貧困から逃れることを選択する。Hsiao-Chuan Hsia, *Empowering Foreign Brides and Community thorough Praxis-Oriented Research*, Societies Without Borders, 1, 2006, p.95
- (36) ベトナム女性協会がホーチミン市において実施した調査によると、外国人と結婚をした若い女性の65・5%が、外国人と結婚を考えた動機として経済的理由を挙げている。地方の若い女性に同様の調査を実施した場合、この割合はもっと高くなると予想される。
- (37) 斡旋団体の多くは、顧客が多い地域に事務所を構えている。中には、移住労働者の斡旋を専門に行っている団体が、人材登録している女性を対象に国際結婚を斡旋している場合もある。個人で斡旋業を行っているものは個人宅が事務所を兼ねており、近隣の住民を対象に斡旋を行っている。業者間の競争は激しく、斡旋業者の中には、外国籍配偶者が逃げた場合には、追加料金なしで代わりにの女性を探すための現地でのお見合いや、各種申請手続きを提供すると宣伝するものもある。前掲注22、108頁
- (38) 台湾人男性との結婚を希望する女性たちは、お見合い結婚の候補者として斡旋業者に登録される。また、地方から都市部に出てくる女性たちは、斡旋業者が用意した宿泊所に入れられる。宿泊所では、入所者を対象に、自己アピール方法や料理を身につけるための講習が提供される。3か月以内に台湾人男性に選ばなければ、その後結婚相手を見つけることはほとんど不可能であり、3か月以内に結婚することができなければ、その女性は実家に送り返され、業者から費用の返還を要求されることもある。前掲注22、99頁
- (39) 例えば、台湾人男性と結婚をした外国籍女性は社会的に低い階層の出身であり教育レベルも低いため、台湾での生活適用力や子の養育能力が低く、生まれてきた子の学力も期待できないといった内容の記事が新聞等に掲載されたり、外国籍女性から生まれる子は、先天性疾患、発達障害、HIVの感染の恐れがあるといった、根拠のない情報がメディアを通して繰り返し流されている。同、13頁
- (40) 2004年7月、当時の台湾教育部副大臣は、外国籍女性から生まれる子は低品質であり、台湾国民の質の低下につながるため、外国籍女性の生殖能力はコントロールされるべきであると発言した。Hsiao-Chuan Hsia, *Imaged and imagined threat to the nation: the media construction of the 'foreign brides' phenomenon' as social problems in Taiwan*, Inter-Asia Cultural Studies, Vol.8, No.1, 2007, p.56
- (41) 前掲注21、13頁

- (42) 「新娘」とは、嫁いできたばかりで家族の一員となれていない外部者という意味が含まれる。「外籍新娘 (foreign bride)」という言葉には、台湾に比べ経済的・社会的・文化的に遅れており、文化水準も低い国出身の女性配偶者という差別的意味が込められており、台湾人男性と結婚をした先進国出身の女性ではなく、東南アジア出身の女性と結びつけて使用される場合が多い。前掲注18、139、140頁
- (43) 同、140頁
- (44) 前掲注34、187頁
- (45) 外国籍配偶者の中には、台湾人男性配偶者やその家族から、子に対する期待や無言のプレッシャーを常に感じると答えるものも少なくない。前掲注19、19頁
- (46) 特に、台湾人の夫と同じ言語を話すことができる中国大陸出身の女性配偶者に比べると、東南アジア出身の花嫁は、言語や文化の違いにとまどい生活への順応が難しく、問題が深刻化することが多い。また、東南アジア出身の女性たちは、出身が都市部か地方にかかわらず、教育レベルが低く、比較的若い年齢で結婚をする。このような条件が重なり、異国で言語と文化の違いに戸惑いながら、母親として子を育てるといふ強い不安に陥りやすい。また子も言語取得が遅れたり、発達障害を持っていたり、学校での成績が低かったり、問題行動を起こしたりする可能性が高いとの指摘がある。前掲注29、572頁
- (47) 前掲注21、20頁
- (48) 前掲注34、190頁
- (49) 家族が所有する農地や小規模店舗で無給で働かされたり、工場等で低賃金労働を強いられる場合も少なくない。雇用者の中には、外国籍配偶者に対する偏見から差別的な扱いや暴力を振るったりするものもある。前掲注35、96頁
- (50) 2011年8月現在、外籍配偶家庭服務中心は、国内の22の省および市に33か所設置されている。
- (51) 新竹縣外籍配偶家庭服務中心の運営は、事業委託された新竹市基督教女青年會が担っている。2010年度に電話相談を利用した外国籍配偶者の主な出身国はベトナム(40.8%)、中国(29.9%)、インドネシア(19.5%)、フィリピン(3.7%)、タイ(3.4%)、カンボジア(1.5%)、ミャンマー(1.0%)であった。電話相談の後に家庭訪問などを通して継続的な支援を行った事案の主な内容は、結婚や家庭生活に関する問題、経済的問題、在留資格に関する問題、子の教育に関する問題等であった。「99年度委託服務法案簡報」新竹縣外籍配偶家庭服務中心、報告資料、2012年2月14日
- (52) 2011年の年間問合わせ件数は、10,941件であった。国籍別の内訳は、ベトナム87,012件、インドネシア27,218人、タイ5,738人、フィリピン6,987人、カンボジア4,281人、日本2,099人、韓国837人、その他5,952人、大陸籍(マカオ、香港を含む)29,2379人であった。100年外籍配偶諮詢專線服務分析報告、内政部
- (53) 2011年の家庭暴力事件通報件数を国籍別に見てみると、大陸籍配偶者が2,779人、外国籍配偶者が3,281人であった。外国籍配偶者の内訳は、ベトナム2,390人、インドネシア431人、カンボジア88人、タイ87人、フィリピン85人、その他2000人であった。家庭暴力事件通報被害人籍別統計、内政部家庭暴力及性侵害防治委員會 (Domestic Violence and Sexual Assault Prevention Committee, Ministry of Interior)
- (54) 「台湾家庭暴力防治法」(施行1999年6月、改正2007年3月)に基づく保護命令は、緊急保護命令、暫定的保護命令、通常保護命令の3種類がある(同法9条、28条)。2011年における各保護命令の中立て件数は、緊急保護命令15,326件、暫定的保護命令7,139件、通常保護命令2000件、発令件数は緊急保護命令8,782件、暫定的保護命令5,012件、通常保護命令173件であった。地方法院民事保護令聲請事件收結情形、司法院
- (55) 「入出国及移民法入管法」31条4項2。尚、「台湾家庭暴力防治法」による保護命令が発令されない状態で在留期間の期限が迫っている場合であっても、DVについて家庭内暴力防止センター等の公的機関に相談した記録がある場合は、在留の延長申請が認められる可能性がある。延長期限は原則で1年とされている。
- (56) 本改正は、婚姻関係が消滅した外国籍配偶者であっても、移民署が引き続き居留を認めた場合には、一定の条件のもとで、就労許可を取得することなく合法的に就労

(57) 調査で訪問した新竹縣外籍配偶家庭服務中心には、外国籍DV問題の専門相談員として新竹縣政府社會處から社會福祉士一名が派遣されている。この外国籍DV被害者支援事業は、外籍配偶照顧輔導基金からの資金により運営されている。

(58) 先駆的な取組みの一つとして、京都府行政書士会が2010年に設立した「京都外国人夫婦と親子に関する紛争解決センター」が挙げられる。このセンターは、裁判手続きによらず外国人の家族問題を迅速に解決することを目指して設立されたものあり、近畿2府4県に居住する、一方当事者または双方当事者が外国人である事案を対象としている。扱う事案としては、婚姻（婚姻の成立、同居請求、扶養請求、婚姻費用の分担）、離婚（夫婦関係調整、親権者の指定、離婚給付）、親子（認知請求、離縁、父が認知した子の親権、扶養義務）、その他（夫婦、親子、親族間の円満調整）等である。外国人の家族問題に専門に扱うADR機関として認可を受けたのは、本センターが全国初である。

(59) 台湾では「入出国及移民法入管法」の58条、59条、61条において国際結婚斡旋業者に対する規制が規定されている。また、米国では、国際結婚斡旋業者規制法(International Marriage Broker Regulation Act)により、国際結婚斡旋業者に対して、外国籍女性に対し、将来配偶者となる男性の犯罪歴や婚姻歴に関する情報および、米国におけるDV被害者の権利や支援に関する情報を事前に提供されることを要請している。また同法は、女性からの書面の同意を得ることなく、女性に関する情報を公表することや、米国内において一人の申請者が、婚約者用のビザを連続して申請することについて規制を課している。

(60) 国連が2009年に発行した『女性に対する暴力に関する立法ハンドブック』では、「国際結婚の斡旋業者に対する規制と「メール・オーダーブライド」の権利保障」という項目において、国際結婚業者により勧誘された女性が、深刻なDV被害を受ける危険性があることを指摘し、「国際結婚斡旋業者の業務に規制を課すこと、暴力の加害歴がある男性による国際結婚斡旋業者の利用を制限すること、国際結婚斡旋業者によって勧誘された女性が成年に達しており、自発的に事前の同意を示していることを確認すること、勧誘されたすべての女性に対し、将来の配偶者や本人の法的権利についての情報提供を行うことを含む、国際結婚斡旋業者によってもたらされる危険性を最小化するための措置をとること。」を各国に求めている。国連経済社会局女性の地位向上部署、特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ編訳『女性に対する暴力に関する立法ハンドブック』信山社、2011年、51頁